

## 第24回（2023年度）島根県障がい者スポーツ大会 全競技共通開催要項

### 1. 目的

この大会は、障がいのある人が競技を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障がいへの理解を一層深め、障がい者の社会参加促進に寄与することを目的とする。

### 2. 主催

島根県 公益財団法人島根県障害者スポーツ協会

### 3. 共催（予定 順不同）

松江市 浜田市 出雲市

### 4. 主管（予定 順不同）

島根県ボウリング連盟 一般財団法人島根県水泳連盟 一般財団法人島根県陸上競技協会 島根県障害者フライングディスク協会 島根県アーチェリー連盟 島根県卓球協会 島根県障がい者スポーツ指導者協議会 島根県ソフトボール協会 島根県グラウンド・ゴルフ協会 島根県バドミントン協会 島根県バレーボール協会 島根県ソフトバレーボール連盟 松江市陸上競技協会 出雲市卓球協会 出雲市ソフトボール協会 出雲支部グラウンド・ゴルフ協会 浜田市バドミントン連盟 出雲市ソフトバレーボール連盟

### 5. 後援（予定 順不同）

公益財団法人島根県スポーツ協会 社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県身体障害者団体連合会 島根県手をつなぐ育成会 島根県知的障害者福祉協会 一般社団法人島根県精神保健福祉会連合会 島根県精神保健福祉士会 一般社団法人日本精神科看護協会島根県支部 島根県特別支援学校長会 開催市教育委員会 開催市スポーツ（体育）協会 開催市社会福祉協議会 開催市身体障害者福祉協会 開催市手をつなぐ育成会 開催市障がい者スポーツ協会

### 6. 協力（予定 順不同）

島根県聴覚障害者情報センター ボランティアの皆さま

### 7. 各競技会の期日・会場（①～⑦は特別全国障害者スポーツ大会の選手選考を兼ねる）

	競技会名	開催期日	会場（開催市）
①	ボウリング	4月22日（土）	しんじ湖ボウル（松江市）
②	水泳	5月13日（土）	県立水泳プール（松江市）
③	陸上	5月14日（日）	松江市営陸上競技場（松江市）
④	フライングディスク	5月20日（土）	浜田市陸上競技場（浜田市）
⑤	アーチェリー	5月21日（日）	県立はつらつ体育館（松江市）
⑥	卓球 （一般卓球）	5月27日（土）	平田体育館（出雲市）
	（STT）	5月27日（土）	サン・アビリティーズいずも（出雲市）
⑦	ポッチャ	6月11日（日）	松江市総合体育館（松江市）
⑧	ソフトボール	11月11日（土）	県立浜山公園少年野球コーナー（出雲市）
⑨	グラウンド・ゴルフ	11月26日（日）	出雲健康公園多目的運動場（出雲市）
⑩	バドミントン	12月 9日（土）	県立体育館（浜田市）
⑪	ソフトバレーボール	1月20日（土）	県立浜山体育館（出雲市）

## 8. 競技規則

開催年度の（公財）日本パラスポーツ協会制定「全国障害者スポーツ大会競技規則」及び各競技団体制定競技規則並びに本大会の申し合わせ事項を適用する。

## 9. 参加資格

### (1) 年齢

#### ① 県大会

2023年4月1日現在、9歳以上の障がい者。  
ただし、ボッチャ競技については2023年4月1日現在13歳以上の障がい者とする。

### (2) 障がい種別

① 身体障がい者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者。

② 知的障がい者は、厚生事務次官通知（昭和48年9月27日厚生省発児第156条）による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。

③ 精神障がい者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。

### (3) 居住地

申し込み時に島根県内に現住所（住民票のある地）を有する者。ただし、島根県内の企業、施設、学校等に通勤、通所、通学している者は、島根県外に現住所を有していても参加できるものとする。

## 10. 競技における障がい・年齢区分

(1) 参加できる障がい区分は競技によって異なる。主催者は申し込み書類の申告に基づいて組合せ等を決定するため、申し込み者において責任を持って判定・申告すること。

(2) 出場区分に当てはまらない場合は、オープン参加（記録は公式記録とならず、順位をつけない）を認めることがある。

(3) 年齢区分を設ける競技については次のとおりとする。

① 身体障がい者 1部…39歳以下、2部…40歳以上

② 知的障がい者 少年の部…19歳以下、青年の部…20歳～35歳、  
壮年の部…36歳以上

③ 精神障がい者 1部…39歳以下、2部…40歳以上

## 11. 申し込み方法

(1) 提出書類：参加を希望する競技会ごとに次の①～②の書類を提出する。

① 【全競技共通】参加申し込み書…様式①（63ページ）

② 【各競技会】参加申し込み書…様式②（65～75ページ）

※全国障害者スポーツ大会出場希望者は、上記に加え別途必要書類を提出する。詳細は、特別全国障害者スポーツ大会（燃ゆる感動かごしま大会）個人競技選手募集要領を参照…（7ページ）

※ボッチャ競技参加希望者は、①及び様式③-6・様式④・様式⑤（全国障害者スポーツ大会参加申込書類）を提出する。

(2) 申し込み方法：郵送、FAX、Eメール、持ち込みのいずれか。

(3) 申し込み期限：各競技会開催要領に記載。

※各競技会別申し込み期限を厳守すること。申し込み期限を過ぎた申し込みは、原則として受け付けない。

(4) 参加決定：申し込み締め切り後、事務局より参加決定通知書を送付する。

## 12. 参加料・弁当

- (1) 参加選手は、参加料として1人200円を納める。
- (2) 各競技会の弁当代金は700円（税込み・お茶付き）とする。
- (3) 支払いについて
  - ①申し込み締め切り後、主催者から参加決定通知とともに払込取扱票を送付する。
  - ②決定通知に記載の参加料と弁当代金の合計額を、所定の期日までに主催者から送付した払込取扱票により、下記の口座へ振り込むこと。

ゆうちょ銀行 口座番号01350-5 56553 公益財団法人 島根県障害者スポーツ協会
---

※現金での払込にかかる手数料（110円）は参加者の負担とする。  
※参加料・弁当代は、競技会の3日前までに欠場等の申し出があった場合は返金する。

## 13. 競技の組み合わせ・スケジュール

- (1) 競技の組み合わせ・スケジュールの作成は主催者側で行う。
- (2) 大会当日に配布するプログラムに競技の組み合わせ・スケジュールを掲載する。

## 14. 変更・欠場

- (1) 選手変更は下記①～③を全て満たすものに限り、変更を認めることとする。
  - ①同一競技（種目）での出場であること
  - ②身体障がい者は、障がい区分が同一であること。知的障がい者・精神障がい者については、年齢区分が同一であること  
※団体戦・団体競技についての選手変更は、障がい種別（身体・知的・精神）が同じであれば区分を問わない。
  - ③同性であること
- (2) 参加決定通知後、選手変更及び欠場が生じた場合は、所定の「変更届」「欠場届」に必要事項を記入のうえ、競技会当日の受付終了までに提出すること。

## 15. ゼッケン

各競技の実施要項にゼッケン着用の定めのあるものは、参加決定通知にあわせて主催者が交付する。布の色は次の通りとし、数字は黒色とする。

- 身体障がい 肢体不自由 … 白色
- 視覚障がい … 薄緑色
- 聴覚障がい … 黄色
- 内部障がい … 水色
- 知的障がい …………… 桃色
- 精神障がい …………… 薄茶色

## 16. 中止の場合の案内

荒天等によりやむなく中止とする場合は、競技会前日の午後5時までに島根県障害者スポーツ協会のホームページに掲載する。

## 17. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組み等

- (1) マスクの着脱について、参加者それぞれの判断より行って差し支えない。

- (2) 競技会場では、人との距離（概ね2m）の確保に努めること。（介助者等は除く）
- (3) 手洗い、アルコール消毒液による手指に努めること。なお、主催者により競技場内に適宜アルコール消毒液を設置する。
- (4) 以下①～②の事項に該当する場合は、自主的に競技会への参加を見合わせる事。
  - ①体調がよくない場合
    - 【例】
    - ・体温が37.5℃以上ある
    - ・咳が出る
    - ・頭が痛い
    - ・息苦しさがある
    - ・嗅覚異常（匂いがしない）
    - ・のどの痛みがある。
    - ・痰が出たり、からんだりする
    - ・体のだるさがある
    - ・味覚異常（味がしない）
  - ②競技会開催日前5日以内に新型コロナウイルスの陽性判定を受けた者との濃厚接触がある場合
- (5) 上記のほか感染防止のために主催者が指定した措置を遵守すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症への対応については、国等の指針に基づいて変更する場合がある。

## 18. その他

- (1) 参加人数により、競技方法を変更する場合がある。
- (2) 選手の健康管理は申し込み責任者において留意すること。また、当日は十分に準備運動を行うこと。
- (3) 競技にあたっての介助者の付き添いは、選手1名につき1名とするが、「全国障害者スポーツ大会競技規則」に定めのある場合はこれに準ずる。
- (4) スポーツ傷害保険は、主催者側で取りまとめて加入する。
- (5) 競技中の事故・ケガ等については応急処置以外主催者は責任を負わない。
- (6) 喫煙・飲食は、会場内または近辺の指定された場所で行うこと。
- (7) 個人情報は「(公財) 島根県障害者スポーツ協会個人情報規程」に基づき厳正に管理する。なお、競技会当日の様子がテレビ・新聞等で報道される場合がある。撮影を許可しない場合は、競技会当日に主催者に申し出ること。

---

本件に関する送付先・問い合わせ先

公益財団法人島根県障害者スポーツ協会

〒690-0011 松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根5階

TEL: 0852-20-7770 FAX: 0852-32-5982

メール: info\_office@spokyo.org